

06-04-11

水道事業者ご関係者との意見交換 趣意

武庫川流域委員会

1．意見交換を行う趣旨

武庫川流域委員会は、新河川法の精神のもとで治水、利水、環境を総合的に検討するなかで、治水対策について「治水対策」「河道対策」「洪水調節施設」の機能分担を集約する段階に入っている。このなかで、治水対策の一つとして既存ダムの利水容量を治水の調整に活用することを検討するに当たり、利水の必要量確保の重要性も理解しつつ、水道利用の実態や基本的な事項について検討する必要があると判断し、水道事業者の関係者と意見を交換したいと考えている。

2．意見交換の対象者（案）

県の企業庁水道供給事業担当者

阪神水道企業団

県生活衛生課水道担当者

県企画部ビジョン担当参事 水道事業担当者

神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市の水道事業担当者

3．既設ダム利水容量の治水活用について

総合治水の対策として、委員会では以下の項目について検討している。

流域対策：森林の涵養機能、以下の貯留機能すなわち：学校、公園、ため池、水田、
防災調整池、各戸貯留・雨水浸透施設、その他（駐車場、棟間、大規模
開発）

河川対策：

1）洪水調節施設：

- ・遊水池：（1）結果として湛水 （2）公共施設・都市施設 （3）河川施設
- ・既設ダムの活用
- ・新規ダム

2）河道対策：引堤、河床掘削、低水路拡幅

このうち既設ダムの活用については、既設ダムとして、青野ダム（多目的）、千苺ダム（水道）、川下川ダム（水道）、丸山ダム（水道）、深谷池（水道）、山田ダム（水道）の6ダムを検討対象としている。

洪水調整の方法として、大降雨が予想される前にダムの利水容量の一部を、水位を一定量下げることによりこれを治水容量に当てて洪水調整をし、甲武橋地点でのピーク流量の低減の効果をねらう。（委員会ではこの効果量を検討するために、水位の低下量を2mとして試算している。）

青野ダムについては洪水調整機能を持つため、上記の対応が現状の施設で可能である。他

の5ダムについては洪水調整機能を持たないため、ゲート操作等の施設を改造し、同様の洪水調整をすることを前提としている。

利水容量の一部を治水容量に転換する考え方として

- (1) 利水容量の設定見直しによる治水容量への転用
 - (2) 大降雨の発生前(すなわち出水前)に水位を一定量下げることによる対応
- を想定している。(1)に関しては最近の水利用の合理化、および将来予想される人口減少などにより、計画給水量が縮小の方向にあるとして利水容量そのものを下方修正するものである。(2)については水位を下げたあと予想した降雨がない場合には、結果的に利水容量を失うというリスクが生じる。

4. 意見交換の話題

- (1) 各水道事業機関単位において、過去10年間推移してきた上水の給水可能量と実績給水量。これによって1人1日給水量の変遷の特性はどのように考えられるか、水利用の実態がここ10年でどのように変わってきたか、将来どのような予想ができるか、など。
- (2) 各水道事業機関単位で、給水源浄水場、ポンプ場、給水先を結ぶ水道ラインの状況とその通水可能量(あるいは計画量)。(註:この情報は既に委員会事務局から提供を受けている。)各事業者間の連絡水道ラインはどうなっているか、水量の融通(連携利用)は行っているか、将来の連携システムのあり方など。
- (3) 渇水リスク(あるいは利水安全度)を現状(1/10年確率か)の対応で行ってきた経緯のなかで、これまでどのような利水障害が生じたか。
- (4) 今後の利水安全度あり方とその実効性のある方策について。
- (5) 今後、計画給水原単位を見直す必要の有無。
- (6) 新たな水源確保の計画や施策について。地下水あるいは伏流水の利用についての現状と今後の予定。水源の開発や確保に際しての水循環系の健全性確保に対する配慮等。
- (7) 各市水道利水確保の担保として広域の上水道連携の必要性について。
- (8) 利水ダムの改造の手法と施工上の問題点。工事期間中の代替給水の考え方。

[以下は水道以外の部局に係る課題と見られるが、参考までに記述する。]

- (9) 工業用水について。地下水揚水量の現況や将来の見通し。特に武庫川潮止め堰の設置と周辺地下水の塩水障害との関連。
- (10) 深層からの温泉揚水量の実態と今後の開発の見通し。
- (11) 下水道との関連問題。下水処理水の環境用水等への利用。
- (12) 農業用水の確保が水道事業と関連する事項(ダムの不特定容量等との関連など)。

以上